

年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化
(新型コロナウイルス対策ユニットによる通達)

令和2年12月21日(総20第108号)
在デンパサール日本国総領事館

- インドネシア政府は、12月19日から明年1月8日の間の国内外の旅行に係る保健プロトコル強化に関する通達を発出しました。
- この期間、外国からインドネシアへの渡航には、到着前3日以内のPCR検査陰性証明書の提示に加え、到着時にも空港でPCR検査が行われるとされています。現時点で運用の開始は確認されていませんが、詳細判明次第、追ってお知らせいたします。
- 国内旅行については、バリ島への入域、ジャワ島への入域及び空路及び鉄道によるジャワ島内の移動に当たり、新型コロナウイルス検査の陰性証明書が義務付けられるとされています。(当館注：ジャカルタ首都圏等同一都市圏内の移動には、迅速抗原検査は不要と確認済み)。

1. 12月20日、インドネシア政府新型コロナウイルス対策ユニットは、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大予防のため、国内外の旅行に係る保健プロトコルの徹底・強化を定めた通達を発出しました。

2. 具体的な措置のポイントは、以下とされています。

(1) 実施期間

2020年12月19日～2021年1月8日

(2) 国内外の移動・旅行

マスク着用(鼻と口を覆うこと)、距離を保つこと、密を生じさせないことを義務付ける。

(3) 国内移動

ア 空路でバリ島に入域する者は、出発前7日以内のPCR検査陰性証明書を提示し、電子ヘルス・アラートカード(e-HAC)に入力する。バリ島に陸路または海路で私有又は公共交通機関により入域する者は、出発前3日以内の迅速抗原検査陰性証明書を提示し、e-HACに入力する。

イ 空路でジャワ島に往来する者及び空路又は鉄道でジャワ島内(州・県・市間)を往来する者には、出発前3日以内の迅速抗原検査陰性証明書の提示を義務付ける。また、鉄道以外の陸路で私有車又は公共交通機関を用いて移動する者には、出発前3日以内の迅速抗原検査を受検することを呼びかけ、e-HACの入力を義務付ける。(当館注：ジャワ島内においては、ジャカルタ首都圏等同一都市圏(agglomerasi)内の移動に際して、迅速抗原検査を提示する必要はない旨在インドネシア大使館が確認済み。)

ウ 11歳以下の子どもは、PCR検査及び迅速抗原検査免除。

エ バリ及びジャワ島以外においては、既存の規則に沿った上で、迅速抗体検査でも可(当館注：航空会社のホームページ等によれば、バリ島及びジャワ島以外でも、入域に際して迅速抗体検査以外の検査を求めている地域もあるようですので、国内移動

に際しては、訪問先の地方政府の方針等を参照してください。)

オ 迅速抗原検査または迅速抗体検査で陰性・反応なしであっても症状がある場合、旅行は続けてはならず、PCR検査を受検して結果が出るまで自主隔離することを義務付ける。

(4) 海外からの渡航

ア 海外からの渡航者は、到着時に3日以内のPCR検査陰性証明書を提示し、e-HACに入力しなければならない。

イ インドネシアに到着後、検疫当局による体温測定、e-HACに入力された有効期間3日以内の健康証明書の確認に加え、PCRの再検査を行う。PCR検査の結果が出るまで、インドネシア人は政府指定の隔離施設で待機する。外国人は、政府が認定した宿泊施設で、自費で待機する。

3. 日本からのインドネシア入国に際し、これまで7日以内のPCR検査陰性証明書提示のみが求められていましたが、同通達により、3日以内に行われたPCR検査の陰性証明書の提示が必要となり、加えて、インドネシア到着後に追加的なPCR検査及び結果が判明するまでの待機が求められる可能性があります。現時点で運用の開始は確認されていませんが、在インドネシア大使館が運用状況を確認中であり、詳細判明次第、追ってお知らせいたします。

4. この期間、インドネシア国内の旅行を計画されている方についても、ご注意ください。在留邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努めてください。